公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との日台双方が 相手側の空港において入境事前チェックを行うことに関する覚書

公益財団法人日本台湾交流協会及び台湾日本関係協会は、1972年 12月26日に作成した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在 外事務所相互設置に関する取決め」の第三項(3)に関連し、2004 年8月6日、2005年3月31日、2007年10月1日にそれぞれ 署名した「財団法人交流協会と亜東関係協会との日台双方が相手側の空 港において入境事前チェックを行うことに関する覚書」に代わるものと して、次の事項が実施されることについて必要な関係当局の同意が得ら れるように相互に協力することを合意した。

- 1 台湾側は、日本側が出入国在留管理庁の入国審査官を公益財団法人 日本台湾交流協会の嘱託職員として台湾に派遣し、台湾の空港にお いて日本を最終目的地とする民間航空機の乗客に対し、入境事前チェック(個人識別情報の取得・照合を含む。)を行うことを認める。 ただし、同入境事前チェックは、強制を伴わない任意のチェックと する。
- 2 日本側は、台湾側が日本で同様の措置を必要とする場合、平等互恵 の精神に基づき処理する。
- 3 本覚書に不備事項又は実施期間中に何らかの問題が生じた場合、双 方が友好的に協議して解決する。

- 4 本覚書に基づく入境事前チェックは、署名の日より認められ、双方 のいずれかの側からも書面で相手側に中止を通知することができ る。
- 5 双方代表が本覚書に署名し、誠実に遵守する。本覚書は日本語と中 国語で各 2 部作成し、どちらも同様の効力を有する。

2023年1月17日

公益財団法人日本台湾交流協会代表

台湾日本関係協会代表

会長

会長